

横芝地区住宅地整備事業化推進支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横芝光町（以下「町」という。）が発注する「横芝地区住宅地整備事業化推進支援業務委託」（以下「本業務委託」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した受注候補者を特定するために行う公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 公募型プロポーザル方式 参加者を公募し、その参加者のうち、一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。
- (2) 参加者 第9条第1項の参加表明書類を提出した者をいう。

(プロポーザル審査委員会)

第3条 プロポーザルにより厳正かつ公平に相手方を特定するため、「横芝地区住宅地整備事業化推進支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「プロポーザル審査委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 「横芝地区住宅地整備事業化推進支援業務委託公募型プロポーザル事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）の審査（主に参加資格要件及び技術提案書等の評価基準に関する事項）
- (2) 参加表明書類の審査及び技術提案書等の提出依頼先の決定
- (3) 技術提案書の評価
- (4) 受注候補者及び次点受注候補者の特定
- (5) その他必要な事項

(プロポーザル審査委員会の組織)

第4条 プロポーザル審査委員会は、委員6人以内で組織し、委員には次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 都市建設課長
- (3) 企画空港課長
- (4) 財政課長
- (5) 環境防災課長
- (6) 産業課長

2 プロポーザル審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長は都市建設課長をもって充てる。

- 3 委員長は、会務を総理し、プロポーザル審査委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長がかけたときは、副委員長がその職務を代理する。
(会議)

第5条 プロポーザル審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(書面会議)

第6条 前条に規定する会議は、次の各号のいずれにも該当するときは、委員に書面を送付し審議することをもってこれに代えることができるものとする。

- (1) 書面により会議の内容が明確に理解できること。
- (2) 委員長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定による会議の議決は、委員が提出した書面評決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、書面会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公正なプロポーザル審査委員会の運営)

第7条 第16条に規定する事務局は、委員と参加者との間の接触又は利害関係等の有無について、プロポーザル審査委員会による技術提案書の評価の前に、委員からの聞き取り等により確認するものとする。

- 2 受注候補者を特定するまでの間に、参加者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は事務局へ通報することとし、当該参加者を評価対象から除外するものとする。
- 3 プロポーザル審査委員会が技術提案書の評価に入った後に、委員から評価内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は、当該評価に関与しないこととする。
- 4 委員が故意に不正行為を行った場合は、委員は辞任、又は解任されるものとする。

(募集要項の公表)

第8条 町長は、本業務委託のプロポーザルの公募を開始するときは、別に定める募集要項を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

- 2 募集要項は、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 業務の目的・概要
 - (2) 募集要領
 - (3) 応募手続

(4) 契約等

(参加の表明及び参加資格の確認)

第9条 本業務委託のプロポーザルに参加しようとする者は、募集要項に定める参加表明書類を提出しなければならない。

2 プロポーザル審査委員会は、前項の参加表明書類が提出されたときは、当該参加者が募集要項に定める資格要件に適合するか確認するとともに1次審査を実施する。1次審査を通過した参加表明者に対し、技術提案書等の提出を依頼するものとする。

町長は1次審査が特定されなかった参加者について、その旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を通知するものとする。

(技術提案書等の提出)

第10条 当該参加者は、前条第2項に規定する依頼を受けたときは、募集要項に従い、技術提案書等を作成し、提出するものとする。

(2次審査の実施)

第11条 プロポーザル審査委員会は、第9条及び前条の規定により提出された参加表明書及び技術提案書等についてのプレゼンテーション及び質疑応答により、評価点を採点するものとする。

(受注候補者の特定)

第12条 プロポーザル審査委員会は、前条の評価点が高い者から順次、評価順位を決定し、評価順位が第一位の者を受注候補者、第二位の者を次点受注候補者として特定するものとする。

2 前項の評価順位が第一位又は第二位の者が複数いる場合は、プロポーザル審査委員会の協議により受注候補者又は次点受注候補者を特定するものとする。

3 町長は、受注候補者及び次点受注候補者に特定した旨を各々に通知するものとする。

(非特定理由の説明)

第13条 町長は、前条第3項の規定による通知と同日付で、受注候補者及び次点受注候補者のいずれにも特定しなかった参加者に対し、その旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を通知するものとする。

(結果の公表)

第14条 プロポーザル審査委員会は、第12条第1項の規定により受注候補者及び次点受注候補者を特定したときは、次に掲げる事項を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(1) 委託業務の名称

(2) 委託期間

(3) 受注候補者及び次点受注候補者を決定した日

(4) 受注候補者及び次点受注候補者の名称及び所在地

(5) 受注候補者及び次点受注候補者を特定した理由

(6) その他必要な事項

(仕様書等の作成及び契約の締結)

第15条 町長は、受注候補者と協議し、募集要項及び技術提案書に基づき、本業務の仕様書及び設計書を作成し、予定価格の範囲内である場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、受注候補者が参加表明書類の提出があった日から契約の締結までの間に募集要項に定める参加資格を有しなくなったとき又はその他契約の締結が不相当と認められたときは、受注候補者との契約の締結は行わず、次点受注候補者と本文に規定する手続により、契約を締結するものとする。

(事務局等)

第16条 このプロポーザルに関する事務局及びプロポーザル審査委員会の庶務は、都市建設課管理計画班において担当する。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月4日から施行し、本業務委託の契約締結日限り、その効力を失う。